

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅総務費

事業名 空家対策人材育成支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 住宅課 空家対策推進係 電話番号：058-272-1111(内3658)

E-mail : c11659@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,448千円 (前年度予算額： 1,440千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	1,440	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,448	0	0	0	0	0	0	0
決定額	1,448	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

近年、全国的に空き家が増加傾向にあり、適正に管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼす事例が発生している。また、令和5年12月に施行されるの空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により所有者等の責務が強化され、所有者等への啓発強化及び相談に従事する人材の育成が必須となっている。

一方、空き家の管理・処分については、所有者側にも、相談に応じる市町村職員側にも、税、相続、建築、など幅広い知識が求められる。そのため、所有者等に対する働きかけと、市町村職員の人材育成及び外部専門人材の確保の両面から、空き家問題に適正に対応できる人材の確保育成を図る。

(2) 事業内容

空家対策人材育成支援等事業 1,448千円

空き家所有者等向けの適正管理啓発広報に係る事業費並びに相談窓口強化のための研修会等の開催に係る事務費

(3) 県負担・補助率の考え方

空家等対策特別措置法において、県の役割は「情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない」とされていることから、相談窓口となる市町村担当者等向けの研修会や、空き家所有者等への意識啓発など人材育成の支援は県の役割であるため、県負担とする。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	108	市町村担当者研修会の講師報償費
旅費	185	研修会講師費用弁償、事業実施に係る職員の業務旅費
需用費	270	研修会の資料印刷等に係る消耗品費、講師お茶代
役務費	832	各種媒体への啓発広報掲載費、事業実施に係る通信運搬費
使用料及び賃借料	53	研修会に係る会場借上料
合計	1,448	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

空家等対策特別措置法において、県の役割は「情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない」とされており、市町村窓口を担う職員向け研修会や、空き家所有者等への意識啓発など人材育成の支援は県の役割である。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

管理が不十分な空き家等の増加によって生じる諸問題に総合的に対応し、県民が安心して暮らせる住環境を確保すること。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H30)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R10)	達成率
①既存住宅の流通割合 (住生活基本計画)	11.9%	—	25.0%	25.0%	25.0%	48%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和 2 年 度	・空き家問題を考えるセミナーの開催。 ・市町村担当者向け研修会の開催。 ・新聞と地域情報誌に啓発広告を掲載
	※指標は5年ごとに調査
令和 3 年 度	指標① 目標 : 25.0% 実績 : 11.9% 達成率 : 48 %
	・空き家問題を考えるセミナーの開催。 ・市町村担当者向け研修会の開催。 ・新聞と地域情報誌に啓発広告を掲載
令和 4 年 度	※指標は5年ごとに調査
	指標① 目標 : 25.0% 実績 : 11.9% 達成率 : 48 %
令和 4 年 度	指標① 目標 : ____ 実績 : ____ 達成率 : ____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	空き家の管理は本来空き家所有者の責務であるが、空き家管理に対する意識が低く、適正な管理がなされていない空き家も多く存在する。一方、空き家の相談窓口となり、税や相続、建築など幅広い知識が必要とされる市町村担当者は、R4に行った調査では経験年数3年未満が8割以上となっており、専門人材の育成確保による相談窓口の強化も必要である。 このことから、空き家所有者等への意識啓発や市町村担当者の空き家対策に係る人材育成の支援を実施する必要がある。
-----------	--

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

(評価) 1	指標は5年ごとの総務省の住宅土地統計調査（次回公表は令和6年3月以降）に基づくため、現時点では評価困難。
-----------	--

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価) 2	各種相談窓口への支援に対象を絞り、研修会等を行い、所有者への啓発は空き家特集へ広告を掲載するなど、効率化が図られている。
-----------	--

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
- ・空き家所有者等の管理意識の醸成
- ・市町村への支援

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

将来空き家となる可能性のある住宅が増加しており、適正管理に係る意識の啓発が必要な空き家所有者は増えていくため、空き家対策に係る人材の育成支援は所有者のみではなく、相談先となる市町村窓口等への支援を更に実施していく必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	